

入札説明書

令和6年羽幌町告示第51号に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、羽幌町契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年5月14日

2 契約担当部局

〒078-4198 羽幌町南町1番地の1 庁舎3階
羽幌町建設課管理係（電話 0164-68-7005）

3 入札に付する事項

- (1) 入札件名 天売複合施設建設工事（敷地内整備工事）
- (2) 契約期間 契約日の翌日から令和6年10月31日まで
- (3) 概要 設計図書のとおり
- (4) 履行場所 羽幌町大字天売和浦119番地の3ほか
- (5) 入札書の記載方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札参加は、次のすべての要件を満たしていること

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条に規定する「土木工事業」の許可を有する者
- (2) 本工事に対応する技術者の配置について、建設業法の許可業種に係る主任技術者を配置できること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成25年羽幌町訓令第18号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(6) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- ・ 親会社と子会社の関係にある場合
- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(7) 法人所在地の自治体にて課税する全ての税について滞納がないこと

5 現場説明会 行わない

6 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 特定関係に関する調書（別記様式）

ウ 法人所在地の自治体にて課税する全ての税の滞納がない旨の証明書

（※申請締切日前3ヵ月以内に発行したものを有効とする。）

エ 建築業の許可証及び主任技術者配置予定職員名簿（任意）

（※ただし、許可証は令和5・6年度建設工事入札参加審査申請書を提出している場合その限りではない）

※ 上記に掲げる書類以外の提出を求めた場合、直ちに必要書類を提出すること。

(2) 提出期間 令和6年5月14日（火）から同年5月30日（木）までの羽幌町の休日を定める条例（平成元年羽幌町条例第34号）第1条第1項に規定する本町の休日を除く、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所 2に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送については提出期間に必着のこと。

(5) 入札参加資格の確認

申請者には、令和6年5月30日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリ又は電子メールにより通知する。なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2の担当部局に連絡し確認すること。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(6) その他

ア 申請書及び確認書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 町長は、提出された申請書及び確認書類を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認書類は返却しない。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時及び場所

令和6年6月7日（金）午後1時30分 羽幌町役場4階 第1会議室

(2) 開 札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札方法

ア 入札書を持参し投函すること。

（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）

イ 羽幌町競争入札参加者心得（別紙1）を承知すること。

8 入札の無効

公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び羽幌町競争入札参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

9 入札手続等

(1) 入札保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第8条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、羽幌町契約規則第29条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を無効とする。

(5) 予定価格 35,893,000円

(6) 最低制限価格の設定 あり

(7) 支払条件 後払いとする

10 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札者が1人以下の場合、入札を中止することがある。なお、中止となった場合でも、申請書及び確認資料の作成費用は申請者の負担とする。

11 入札執行回数

3回を限度とする。

12 その他

(1) 入札参加者は、羽幌町契約規則、羽幌町競争入札参加者心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 申請書及び確認資料に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格関係事務取扱要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(3) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当り再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もったうえで、入札を行ってください。

(4) その他、入札に関する問い合わせ先 2に同じ